

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年8月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800035号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800006号

第1 結論

請求期間①及び②については、定額保険料及び付加保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することが必要である。

請求期間③については、保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年12月から昭和57年3月まで
② 昭和57年12月から昭和58年3月まで
③ 昭和60年4月から同年7月まで

私は、各請求期間の保険料について、A村役場に納付書を持参し、妻の分の定額保険料と一緒に納付したと思う。当時は、土地を売却したお金があったため保険料を納付できないことはなかったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③の合計は12か月と短期間であり、請求者の国民年金加入期間において、請求期間①、②及び③以外に国民年金保険料の未納期間は無いこと並びに請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)において、請求者は申請免除期間の国民年金保険料を追納していることが確認できることから、請求者の国民年金保険料に関する納付意識は高かったことがうかがえる。

請求期間①及び②について、請求者に係る上記の被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求期間①及び②に近接している昭和55年12月11日及び昭和58年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できることから、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続(付加保険料に係る手続を含む。以下同じ。)についても、

速やかに行っていたことがうかがえる。

また、請求者は、請求者の妻の定額保険料についても一緒に納付していたところ、請求者の妻に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録によると、請求者の妻は、請求期間①のうち昭和 56 年 12 月及び請求期間②の定額保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

したがって、納付意識の高い請求者が、国民年金の加入手続を行いながら、請求期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の保険料を納付していたものと認められる。

請求期間③について、請求者に係るオンライン記録によると、請求者が請求期間③の直後の昭和 60 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している B 社は、同年 4 月に同社に入社した従業員によると、請求者は同社に同月から勤務していた旨回答している。また、請求期間③の当時は制度上、厚生年金保険被保険者の配偶者は国民年金について任意加入の対象者となるところ、請求者の妻は、同年 4 月 1 日で国民年金の強制加入被保険者資格を喪失し、同日で任意加入被保険者資格を取得していることが、請求者の妻に係るオンライン記録により確認できる。A 村は、請求期間③の当時は国民年金の手続には本人の届出が必要であった旨回答していることから、請求者が、同村に対しては、同年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入した旨の申し出を行ったことがうかがえる。しかしながら、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 8 月 1 日からであり、請求者が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、同日であることが確認できる。

以上のことから、請求者は、昭和 60 年 4 月からは厚生年金保険に加入し、国民年金保険料の納付は不要であると認識したため、実際に請求者が厚生年金保険に加入した同年 8 月 1 日前の請求期間③の保険料については、請求者の妻の定額保険料と一緒に納付されなかったものと考えられる。

なお、請求者に係るオンライン記録によると、昭和 61 年 8 月 11 日に過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できるが、請求者は、B 社に勤務した後は、国民年金保険料を遡って納付したことはないと思う旨陳述しており、当該過年度保険料が納付された事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間③の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800036号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800007号

第1 結論

昭和57年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年1月から同年3月まで

請求期間の保険料について、私の夫が、A村役場に納付書を持参し、夫の分の保険料と一緒に納付してくれたと思う。当時は、土地を売却したお金があったため保険料を納付できないことはなかったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料について、請求者の夫が納付していたところ、請求期間は3か月と短期間であり、請求者の国民年金加入期間において、請求期間以外に保険料の未納期間は無い。また、請求者の夫が厚生年金保険被保険者であり、請求者が国民年金の任意加入被保険者の対象となる複数の期間において、請求者の保険料が納付済みであることから、請求者の夫は、請求者の保険料に関する納付意識が高かったことがうかがえる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、請求期間の直前である昭和56年4月から同年12月までの期間の保険料は納付済みとなっており、請求者の夫は、請求期間の納付書を所持し、請求期間の保険料を納付することが可能であったと考えられることから、納付意識の高い請求者の夫が、納付書を所持していながら、請求者の請求期間に係る保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800034号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800008号

第1 結論

昭和55年10月から昭和62年3月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月から昭和62年3月まで

私は、20歳になった時、A県にある大学の第2部の学生で、請求期間当時は同県B市にあったアパートに居住していた。そのアパートの大家の勧めで国民年金への加入と同時に付加年金にも加入し、就職してC県に戻るまでの間である請求期間の保険料を集金人に納付していた。

一方、私は請求期間当時、実家のあるC県D市(現在は、E市)に住居登録をしたままであったことから、同市で父親が私の分の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を集金人に納付していた。

以上のとおり請求期間について、B市とD市で保険料を二重に納付していたが、国の記録では、未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時B市にあったアパートに居住し、大家の勧めで国民年金に加入した旨主張しているが、請求者に係る改製原附票によると、請求者は請求期間についてD市に住居登録をしていることが確認できることから、制度上、請求者の国民年金の加入手続をB市において行うことはできない。

また、請求者は、請求期間当時住居登録していたD市においても父親が請求者の国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、E市は、請求者の国民年金被保険者記録の台帳等はなく、請求者が国民年金に加入したことを示す記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求期間当時、国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払

い出されることになるが、国民年金手帳記号番号検索システム及びオンライン記録を確認したが、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらのことから、請求期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、請求期間に係る保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、請求者は、B市において請求期間の保険料を集金人に納付していた旨主張しているが、同市は、請求期間においては既に検認員による訪問検認を廃止していた旨回答していることから、請求者の主張は、同市における請求期間当時の納付方法と符合しない。

さらに、請求者は、D市において父親が請求者の請求期間の保険料を集金人に納付していた旨主張しているが、E市は、請求期間当時のD市では年金委員が訪問集金を行っていたものの、請求者の住所地における集金状況等の詳細については不明である旨回答しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800032号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(現在は、A社C支社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和6年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年1月1日から昭和41年10月1日まで

私は、請求期間当時、A社D出張所(適用事業所名は、A社B支店)の工事を請け負っており、同社において厚生年金保険に加入していたが、請求期間の被保険者記録が無い。当時、私が事業主であったE社に支払われる請負代金から私の厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、E社の事業主であり、A社D出張所の工事を請け負っていた請負事業主であったが、同社において厚生年金保険に加入していた旨主張している。

しかしながら、A社C支店は、請求期間当時の資料は無く、関係者も在職していないことから、請求者が請求期間において同社の工事を請け負っていたか、また、厚生年金保険に加入していたかについては確認できないが、請求期間当時同社の社員以外の者を厚生年金保険に加入させることはなかった旨回答している。

また、請求者が、請求期間当時請求者と同様にA社D出張所の工事を請け負っていた事業主として名前を挙げた二人は、オンライン記録によるといずれも既に亡くなっていることから、請求期間当時、同社において請負事業主が厚生年金保険に加入する取扱いであったかについて確認することができない。

さらに、請求者が、請求期間当時A社D出張所長であったとして名前を挙げた者は、オンライン記録によると既に亡くなっていることから、同社における請求者の

請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に、請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800041号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第1800001号

第1 結論

昭和37年3月10日から昭和40年8月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年3月10日から昭和40年8月1日まで

支給済期間 : ① 昭和37年3月10日から同年7月1日まで
② 昭和37年8月6日から昭和40年3月1日まで
③ 昭和40年3月1日から同年8月1日まで

年金の請求手続のため、平成20年に社会保険事務所(当時)へ行った際に、請求期間について脱退手当金を受給したことになることが分かった。

しかし、私は脱退手当金を受給した覚えはないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間の最終事業所であるA社B支店に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が確認できるとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。